

情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。



電話

住友生命のお問合せ窓口

0120-506154

受付時間

月～金曜日：午前9時～午後6時（日曜・祝日・12/31～1/3を除く）
土曜日：午前9時～午後5時

- お問合せ内容によって翌営業日に改めてお電話させていただく場合がございますのでご了承ください。
- 証券番号（お客さま番号）をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。



お知らせ

「スマセイ安心だより」を送付します。

年に1回、住友生命からご加入の契約内容の現況や各種手続きに関するご案内等についてお知らせします。

- 郵送による通知またはスマセイダイレクトサービスにてご確認いただけます。



ホームページ

住友生命

検索

<https://www.sumitomolife.co.jp>

お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き（住所変更等）や契約内容の照会ができる「スマセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

参照 P5をご確認ください。

- 満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。

公的保険制度についてご理解ください

様々なリスクに備えるための保険には、大きく分けて「公的保険」と「民間保険」があります。「公的保険」を補完する面をもつ「民間保険」のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解したうえで、必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要です。

公的保険制度についてはこちら



生命保険募集人について

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

ご検討にあたっては、「契約概要／注意喚起情報」「ご契約のしおりー定款・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご確認ください。詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「商品パンフレット」の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

【募集代理店】

【引受保険会社】

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索

住友生命

2024年4月版

お子さまやお孫さまの進学資金を お考えのお客さまへ

たのしみ未来

学資積立プラン

5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14) I型

個人年金のしくみを活用した 学資積立保険です。

契約者の保障はありません。

	旅行		マイホーム	
孫		進学		子ども
	マイカー		老後	

たのしみ未来

学資積立プラン

はお子さまやお孫さまのための「学資」ニーズにしっかりお応えします。

契約者の保障はありません。

ご契約時

- 商品設計の自在性
- 受取額は円建てで確定
- 告知や医師の診査不要

●保険料をご契約時にまとめてお払い込みいただくこと(全期前納)もできます。

詳細 「契約概要／注意喚起情報」の「契約概要 5」をご確認ください。

●基本年金額と年金原資はご契約時に円建てで確定します。

保険料払込期間・据置期間

- 年金原資・年金受取総額を大きくする
- 年金原資・年金受取総額しくみ

●保険料払込期間中の死亡保障を保険料払込期間満了以後の年金にします。

●保険料払込期間満了後に据置期間を設定することで、年金原資などがより大きくなります。

●お払い込みいただく保険料に応じて、たのしみランク(*)が適用されます。

詳細 「契約概要／注意喚起情報」の「契約概要 5」をご確認ください。

(*)当資料では「保険料割引制度」に愛称名をなす、「ご契約のしおりー定款・約款」では「保険料割引制度」と表記しております。

⚠ 解約返戻金額は、ご契約後一定期間は既払込保険料を下回ります。

年金支払期間

- 第1回の年金額が倍額

●第1回の年金額を基本年金額の倍額としています。

詳細 「契約概要／注意喚起情報」の「契約概要 3」をご確認ください。

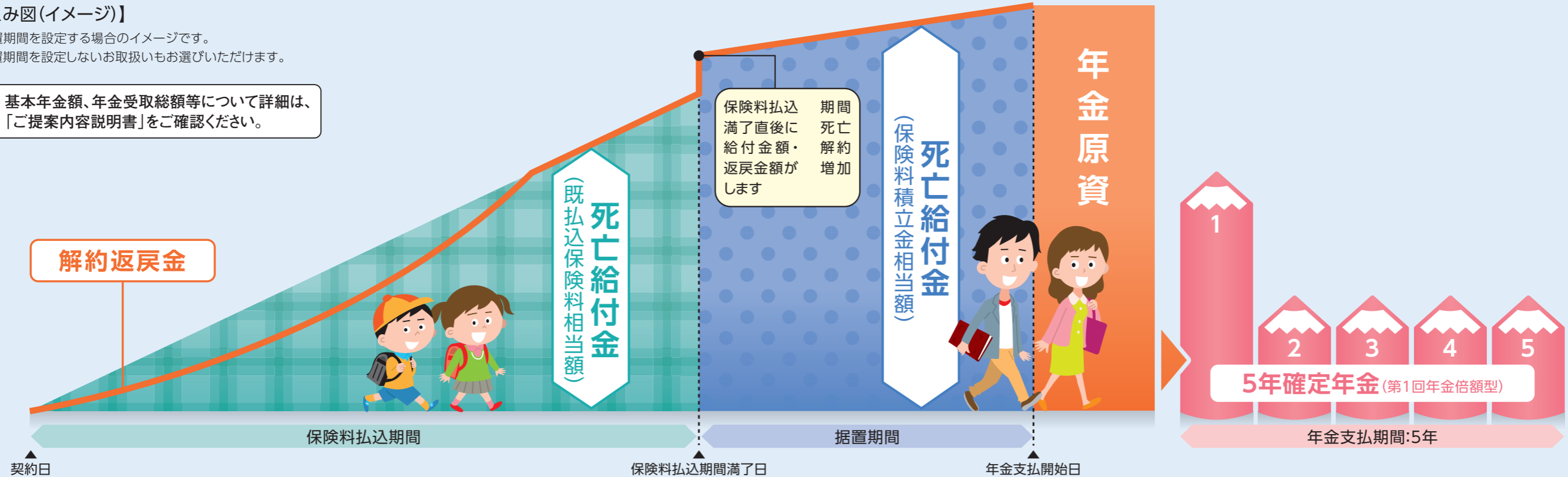
●年金支払開始時に年金受取にかえて年金原資を一時金でもお受け取りいただけます。

⚠ 年金原資を一時金で受け取った場合、年金は受け取れません。

【しくみ図(イメージ)】

※据置期間を設定する場合のイメージです。
据置期間を設定しないお取扱いもお選びいただけます。

⚠ 基本年金額、年金受取総額等について詳細は、「ご提案内容説明書」をご確認ください。



⚠ 被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。
●契約者が死亡されたとき、および高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のおお払い込みをしていただく必要があります。
●たのしみ未来<学資積立プラン>では、個人年金保険料税制適格特約('90)を付加することができません。
取扱いはありません(契約者が死亡されたとき、ご契約を継続いただくためには新たに契約者を設定いただき、以後の保険料の

- 死亡給付金** 被保険者が死亡されたときに、お支払いするお金のことをいいます。保険料払込期間中に死亡されたときは、既払込保険料相当額をお支払いします。据置期間中に死亡されたときは、将来の年金支払のために積み立てた金額(保険料積立金相当額)をお支払いします。
- 解約返戻金** ご契約を解約された場合などに契約者にお支払いするお金のことをいいます。この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金の上限を死亡給付金(既払込保険料相当額)とするしくみで保険料を計算しています。そのため、住友生命が将来の年金支払のために積み立てた金額(保険料積立金)が死亡給付金を上回った場合でも、解約返戻金は保険料積立金を下回ります。据置期間中は保険料積立金相当額をお支払いします。
- 据置期間** 保険料払込期間満了日の翌日から年金支払開始日の前日までの期間のことをいいます。
- 保険料積立金** 将来の年金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てておくお金のことをいいます。
- 年金原資** 年金をお支払いするための原資(年金支払開始日における保険料積立金相当額)のことをいいます。
- 基本年金額** 年金をお支払いする際に基準となる年金額をいいます。
- 月換算保険料** 割引前の保険料をいいます。年1回払い・年2回払いの場合は、それぞれ月払いに換算した金額です。



スミセイのご家族アシストプラス

無料▶「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度があります

たとえばこんなときに役立ちます

	何も申し込んでいない場合	スミセイのご家族アシストプラスなら
契約内容の確認	ご家族としては契約内容を知っておきたいが、 確認できない。 	A ご家族登録サービス
契約内容の変更	契約者が意思表示できず、 手続きできない。 	B 契約者代理制度 契約者が手続きする意思表示ができなくても...
年金等の請求	被保険者が意思表示できず、 年金等を請求できない。 	C 被保険者代理制度 被保険者が請求する意思表示ができなくても...

(*1) 保障の対象となる人

A ご家族登録サービス

POINT

- あらかじめ登録されたご家族も**契約内容等**について、問い合わせできます。
- 契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の**連絡先**を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。



・契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。
 ・住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。
 ※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。

「ご家族登録サービス規約」はコチラ



■ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には①②、
被保険者には③について
同意を得てください。

- ① 各サービス・制度に登録し、お手続き完了後に利用できること
- ② ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
- ③ 被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること(傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

B 契約者代理制度

POINT

- 契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が**住友生命所定のお手続き**を行うことができます。
- 解約返戻金等を契約者代理人の口座で受け取ることも可能です(*2)。



(*2) 契約者代理人を受け取った金銭等は契約者の財産であって契約者代理人の財産ではありません。そのため、契約者代理人を受け取った金銭等は契約者のためにご使用いただけます。

※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

対象となるお手続き例(*3)

- 住所変更
- 契約者貸付制度の利用
- 契約者が受取人となる年金等の請求
- 基本年金額の減額
- 解約

対象外となるお手続き

- 年金等の受取人の変更
- 保険料払込中でないご契約における契約者の変更
- 契約者代理人の変更
- 据え置いて受け取る方法が選択されたことにより、据え置かれた給付金等の請求

(*3) 契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含まれます(被保険者が受取人となる年金等の請求手続きは除きます)。

C 被保険者代理制度

POINT

- 被保険者が受取人となる**年金等**について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が**年金等のご請求**をすることができます。
- 年金等を被保険者代理人の口座で受け取ることも可能です(*4)。



(*4) 被保険者代理人を受け取った年金等は被保険者の財産であって被保険者代理人の財産ではありません。そのため、被保険者代理人を受け取った年金等は被保険者のためにご使用いただけます。

※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。

B 契約者代理制度、C 被保険者代理制度のご利用には A ご家族登録サービスのお申込みが必要となります。

詳細▶ 「契約概要/注意喚起情報」の「契約概要 6」をご確認ください。

ご契約後の安心サービス

パソコン・スマートフォンで簡単にお手続きができます！

スミセイダイレクトサービス

契約内容を確認したいとき

契約内容照会

ご加入いただいた住友生命の保険契約一覧や、個々の契約内容をご確認いただけます。

契約内容



スミセイ安心だより

年1回お客様の契約内容についてお知らせする「スミセイ安心だより」をご確認いただけます。

安心だより



各種お手続きをしたいとき

各種お手続き

住所・電話番号・メールアドレスなどの変更に加え、出金取引のご利用、ご家族登録サービス・保険契約者代理特約の登録や変更手続きも可能です。

手続き



生命保険料控除証明書が欲しいとき

生命保険料控除 証明書の電子発行

電子的控除証明書のダウンロードができるので、必要なときにご活用いただけます。

控除
証明書



マイナンバー (個人番号)の登録

マイナンバー(個人番号)をご登録いただくことができます。ご登録により、今後お手続きの際に「マイナンバー提供書」の提出が不要となります。

[スミセイダイレクトサービスお申込み方法について]

- ① ご契約時にあわせてお申し込みください。
- ② 「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」を後日郵送にてお送りします。
- ③ 住友生命ホームページにアクセスのうえ、「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」に沿ってログインしてください。

※ご契約時ではなく、後日、ご利用開始される場合は住友生命ホームページからお申込みすることができます。右記の2次元コードからアクセスしてください。ご不明なことがございましたら住友生命のお問合せ窓口へご連絡ください。

2次元コードからも
ログイン画面へアクセス可能です。



※スミセイダイレクトサービスの内容について記載した「スミセイダイレクトサービス規定」は住友生命ホームページにてご案内しております。

※記載の内容は、2024年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

MEMO